

平成24年度 第15回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成25年1月10日(木) 午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第15回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成25年1月10日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案第20号 校長任命の内申について
議案第21号 副校長任命の内申について
議案第22号 青梅市ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則について【追加議案】
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 議会報告
- 2 青梅市公共建築物保全整備計画における「課題のある施設」の対応方針について（総務課）
- 3 平成24年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について（教育指導担当）
- 4 第8回青梅市小・中学生の主張大会の実施結果について（教育指導担当）
- 5 青梅市学校給食配ぜん員勤務要綱の一部改正について（給食センター）
- 6 青梅市立第二小学校自校調理場厨房機器設置について（給食センター）
- 7 青梅市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の議決について（社会教育課）
- 8 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会議会議録（社会教育課）
 - イ 青梅市図書館運営協議会会議録（中央図書館管理課）
 - (2) 事業等の実施結果について
 - ア 旧稲葉家土蔵復原工事見学会実施結果について（文化課）
 - イ 第三回わがまち青梅講座実施結果について（文化課）
 - ウ 企画展「新町村開村記」関連講座実施結果について（文化課）
 - エ 文化財解説ボランティア募集結果と研修状況について（文化課）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市ふれあいセンター条例施行規則の一部改正について（社会教育課）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	手塚幸子
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	石川裕之
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永澤雅文
	総務課庶務係	松井慎治

【開会、開議宣言前のあいさつ】

【委員長】 年が改まりましたので、改めまして新年おめでとうございます。

これまでも、青梅市教育委員会は着実にいろいろな物事をきちんとされてきているということとはよくわかっております。そういう意味で、世間ではいろいろと教育委員会にかかわることが取り沙汰されていますけれども、そういうことには惑わされず、今までやってきたことをきちんと続けてやっていけば間違いがないと思いますので、より一層教育委員会の中の絆を強くして頑張ってもらいましょう。よろしく願いいたします。

午後1時30分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。

これより、平成24年度第15回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、9月13日開催の第9回臨時会、9月20日開催の第10回臨時会および10月11日開催の第11回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第9回臨時会、第10回臨時会および第11回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第12回定例会および第13回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 2件ありまして、我が市とは直接関係ないんですが、12月に近隣の市で研修会の講師をやらせていただいた関係がありまして、そのことで若干関連するところがあるので、お話をさせていただきたいと思っております。

1点目は、文化庁の事業で文化芸術体験事業というのがありまして、私が小学校5年生を対象

に図画工作の授業を2時間させていただいたという内容なのですが、校長先生が文化庁でそういう事業があるというのを何かで調べられて、図工の先生とタイアップをして、私の以前にもそういう作家さんを呼んで、子どもたちの前でいろいろやっていただいたというような事業らしいです。青梅市でもそうやっていらっしゃる学校はあるかもしれませんが、やはりそういう市以外の予算でいろいろできるものというのはまだまだたくさんあるかと思っておりますので、教育委員会でもぜひそういう情報を学校にさらに流していただけるとありがたいなと思っております。

ちなみに、教育委員会の統括指導主事と指導主事もその授業を拝見していただきまして、具体的なお名前を申し上げますと、前に青梅市の指導主事でいらした〇〇先生もお付き合いいただいて、とても子どもたちと楽しくやっていただいたので、そういう情報も流していただけると、さらにありがたいなということを感じました。

もう一点、これは違う市で、東京都の教師道場のやはり図画工作の授業の地区発表の講師をさせていただいたのですが、そちらは残念ながら市としてのバックアップがほとんどされていないなという印象を私は持ったんですね。図工部も他の学校の先生がお二人見えているだけで、校外、自分の学校以外の先生方は全く見えていないんですね。校長先生は必死に自校の先生方を協議会に出てくれというふうに声をかけて、何とかできたという実態がありました。当然、市の教育委員会からもどなたも来ていませんでした。教師道場というのは、東京都の方からの募集があつて、市教委を通じて適任者を都に推薦した上で行われている授業ですので、やはり学校だけではなくて、教育委員会がきちっと、いつ地区発表があるかとか、その辺を把握された上でやるべきじゃないかなという印象をちょっと持ちました。

その2点、市教委と学校との対応の違いというんでしょうか、その辺も含めて少し情報提供させていただいたので、これからもよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、ちょっとこれは別件になるかと思ひますが、体罰の問題はまた新たな問題として出ておりますが、本市としては全く私は心配していませんが、幸いといいましょうか、私、教育委員になって丸3年終わったのですが、この場において1件も服務事故の報告というのは出ていないということは、もろもろ含めて、学校の先生方の指導上の問題が大きくならずにきちっと対応されていて、保護者、児童・生徒の理解のもとにスムーズな対応等がされているということで信頼しておりますけれども、今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

【委員】 ノロウイルス対策の問題なのですが、たまたま昨日、奥多摩のある薬剤師の先生と話をしていたら、その先生が奥多摩の教育委員会に対して、プールで使っている次亜塩素酸がもし余っているのだったら、それをトイレに、便器の方にまくと効果がありますよという話をすると、おっしゃられていました。聞くところによると、洋式便器だったらちゃんと蓋を閉じて流しなさいとかいうわけですがけれども、なかなか和式の場合だと押すとはねちゃうし、アルコールも効きが悪い。どうも漂白剤の次亜塩素酸がいいらしくて、もしそれがあつたらそういうところに使うといいというふうに進言しますとか言っていたので、研究材料にしていればと思ひますので、お願ひします。

【委員】 3点ご報告を。

1つは、友田小の3・4年生の中央図書館の見学と利用体験に、11月末、お邪魔してきました。子どもたちはバックヤードも見せていただいたりして感激していたんですが、職員の方から館内の本の配置などの説明を受けた後、各自好きな本を借りていくということで、事前に全員の利用カードをつくってから伺ったそうです。返却を保護者と一緒に、地元でなくて中央図書館の方という指導をしてくださっているということで、その返却のときに初めて中央図書館に来館する保護者の方も結構いらっしゃるということで、いいことなんじゃないかなと思いました。羽村市では、全市の小学1年生に中央図書館の利用体験をするということをされているということをほかの方から伺ったりしたので、ぜひ青梅でも一度は中央図書館に行ってみるという経験を、子どもたちの年齢のうちにさせていただけるというのは、いいことなんじゃないかなと思いました。

2点目は、先月、三中のセーフティ教室を見学させていただきました。今回は中学生でも最近利用がふえているスマートフォンの安全な利用についてということで、一緒に勉強させていただきました。インターネットの接続状況を考えると、携帯よりもものすごく便利なんですが、その分いろいろな危険も潜んでいるということをわかりやすくまとめた、警察の方でつくっていらっしゃるDVDを鑑賞させていただいたんですけれども、その後、先生方と保護者、地域の方、それから警察の担当の方と懇談会がありました。私自身も、電話会社が自動的につけてくれる年齢制限のフィルタリングだけだと手薄というか、Wi-Fiという仕組みがある、例えば駅の近くなどに行くと、電話会社のフィルタリングだけでは効かないということを初めて知りました。ほかの保護者の方たちも、使いこなすという点では、正直子どもたちについていけないんだというような感想とか、安全面はもちろん倫理面、いろいろな動画を簡単にアップできてしまうということに対して、子どもたちが全然危険性を感じていないということについても、保護者の側がもっと勉強していかないといけないなと思いました。それから青梅警察の方からは、実際にインターネットがきっかけになっている事件も起こっているということなので、この勉強を進めていただければと思いました。

3点目は、学校のボランティア活動についてなんですが、保護者のボランティア活動です。私も日ごろ、図書などのボランティアのお手伝いに参加しているんですけども、一番の問題は人手不足でして、今は共働きのご家庭がすごく多いので、平日の昼間に学校に来て定期的にお手伝いをするという活動ができる現況や世代が年々減ってきているような感じなんです。その中からさらに、そういうボランティア活動に関心のある方を募ると、本当に少ない数になってしまうというのが現状です。そんな中、以前学校訪問でお伺いした吹上中の図書ボランティアの組織というのは20名ぐらいいらっしゃるということで、すごいなと思っていたんですが、校長先生にお話を伺いましたら、そのうちの半数近くが地域の方で、子どもたちにとっておじいちゃんとかおばあちゃんの世代の方だということで、そういった皆さんの協力を得るというのは実に理想的なことだなと思いました。市内の音楽のコンサートとかいろいろな催し物に、今教育委員なので

参加させていただくと、子育てを終わった世代の方たちが会場を埋めつくされているような感じなので、そのパワーを現役の子育て世代や子どもたちに振り分けていただけるような機会をふやしていただけたらうれしいなと思いました。

【教育長】 年末に、東京都知事選挙と衆議院議員の選挙が行われました。東京都知事には猪瀬氏が当選して、石原都政を継承することになりました。また、衆議院議員選挙では自民党が圧勝して政権に復帰したわけでありまして。まずは経済対策であります。政権公約に教育再生も掲げられておりました。今後は首相直属の教育再生実行本部が設置されるとのことです。この本部で、6・3・3・4制の学制の見直し、教育委員会制度の抜本的な改革、またいじめ対策基本法の成立など、政権公約についての提言がまとめられるということでもあります。今後、国、都、そしてまた市の方で平成25年度の予算編成が進んでおりますので、青梅市教育委員会事務局としても、それらの動向を注視しながら、学力向上等、青梅市の重要な教育課題にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。ぜひ教育委員の皆様にも忌憚のないご意見をいただきながら、教育委員会も子どもたちのためにしっかりと教育行政をしてまいりますので、ご協力いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【委員】 ちょっと警察の話が出たので、忘れていまして申しわけございません。

1点は、これも前にもお話ししたかどうか記憶がないんですが、青梅警察署交通課の方から、ぜひ交通安全の話を保護者会でさせてくれという要望があります。実をいうと、児童・生徒の皆さんは意外と学校で一生懸命ご指導を受けているんだけど、保護者がわかっていないので、子どもの手を引いて横断禁止場所を渡ってしまうと。そういう意味で、保護者に話せる機会があったらということの一つ言われています。

もう一つは、中学校1年生が入学して初めて自転車通学をするときに、自転車教室みたいなものを開催してくれたら、すぐに行きますよというような話もされていたので、その辺ご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 議会報告

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、議会報告、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それでは、お手元の報告資料1 平成24年第4回市議会（定例会）報告にもとづきまして、ご報告申し上げます。

1 ページをご覧ください。

12月議会の会期は、平成24年11月29日から12月14日までの16日間で、本会議は11月29日、30日、12月3日および14日の4日間の日程で行われました。

議案審議につきましては、市長提出議案が25件、陳情が前会期からの継続審査件数を含め3件、郵送陳情が1件、要望書が3件で、可決、承認、不採択等の区分はカッコ内に記したとおりでございます。

次に、一般質問につきましては私からご報告申し上げ、福祉文教委員会での条例審査、陳情審査、所管事務調査、および12月補正にかかる予算委員会の内容につきましては担当課長から報告させていただきます。

それでは、一般質問につきましてご報告申し上げます。

一般質問は、11月29日、30日および12月3日の3日間行われ、教育委員会関係では3人の議員から質問がありました。

初めに、1ページ中段から5ページ下段にかけてご覧ください。

本多ゆり子議員から、「小中学校図書館及び青梅市図書館の活用について」と「子宮頸がん対策について」と題する2件の質問がありました。

初めに、指導室・中央図書館関係で、1ページ中段から記載されております「小中学校図書館及び青梅市図書館の活用について」と題しての3回6項目の質問であります。1回目の質問では、学校図書館の利用を進めるための仕組みと人員配置について、図書等の延滞を減らすための開館日、開館時間、返却場所の検討などについて質問があり、教育長から1ページ下段から3ページの3行目までに記載のとおり答弁いたしました。

続いて、2回目では、学校司書の全校配置について質問がありました。これに対して教育長から、3ページの中段に記載のとおり、教育委員会としては今後も司書教諭を中心に学校図書館支援員や図書館ボランティアを活用した実践的な取り組みを通して、学校図書館の効果的な活用に努めていく旨、答弁いたしました。

次に、3回目の質問では、駅や市役所へのブックポストの設置と休館日を減らす方策の検討についての質問があり、教育長から、3ページ下段から4ページの3行目までに記載のとおり答弁いたしました。

同じく本多ゆり子議員からの指導室関係で、「子宮頸がん対策について」と題するもう一件の質問であります。「がん教育」に関する教育委員会の認識、現在の「がん教育」に対する取り組み、今後の対応としての学校における検診勧奨など3回3項目の質問がありました。

これに対して教育長から、「がん教育」に関する認識と「がん教育」に対する取り組みにつきましては、4ページの中段から記載のとおり答弁し、また今後の対応としての学校での検診勧奨につきましては、5ページの上段に記載のとおり、児童・生徒が「がん」について学ぶことにより、自分自身の健康を考えるとともに、家庭で「がん」を話題にするようになり、このことが親世代の検診受診を促すことにつながることを期待される。教育委員会としては、すでに市長部局から依頼があり、校長会を通して中学校女子生徒の保護者あてに子宮頸がん予防ワクチンの接種の「勧奨通知」を配付したところである。今後も、市長部局と連携を図り、予防ワクチン接種率や検診受診率の向上に向けた取り組みを行っていく旨、答弁いたしました。

また、2回目の子宮頸がんに関する本人への教育、3回目の男子生徒に対する教育につきましては、教育長から5ページ中段からに記載のとおり、それぞれ答弁いたしました。

次に、5ページ下段から8ページにかけてご覧願います。

藤野ひろえ議員から、指導室関係で、「スクールカウンセラー活用事業等の充実で、教育相談体制の整備を」と題する4回9項目の質問がありました。

6ページの1行目からにありますように、「①小中学校のいじめや暴力、不登校、情緒障害などの過去10年ほどの状況、最近の特徴と教育相談の状況と特徴を伺う」以下6項目の質問に対しましては、その下、11行目の答弁①から8ページの上段までとなりますが、教育長からそれぞれ項目ごとに記載のとおり答弁いたしました。

続いて、8ページ、2回目のスクールカウンセラーの配置学校名と配置基準、3回目のスクールカウンセラーの配置がない学校への対応と配置による効果につきましても、それぞれ記載のとおり答弁し、4回目のスクールカウンセラーの市独自での配置による小学校全校配置と、スクールソーシャルワーカーの配置についての質問に対しましては、教育長から、教育委員会としてはこれまでのスクールカウンセラー派遣制度の成果と実績を高く評価しているが、市独自で小学校全校へ配置する考えはない。スクールカウンセラーの配置の拡充等については、平成25年度の東京都予算要望においても、スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充とともに、東京都市教育長会等を通じて要望しており、今後も教育相談体制の整備に努めていく旨、記載のとおり答弁いたしました。

続いて、9ページから11ページ中段にかけてご覧ください。

荒井紀善議員から、学校給食センター関係で、「第二小学校の新築に伴い学校給食に関する新たな取り組みを」と題して、2回3項目の質問がありました。

1回目の質問では、第二小学校の自校調理場方式の給食開始を機会に、モデルケースとして、学校給食費の前払い制度の先駆的な取り組みについてと、給食残さの学校内での堆肥化や畜産農家の家畜の飼料等への利用について質問がありました。

これに対して教育長から、学校給食費の前払い制度につきましては、10ページの中段に記載のとおり、教育委員会としては学校給食費の未納対策を喫緊の課題としてとらえており、今後も市長部局との連携を深め、児童手当を学校給食費に充てる取り組みを進めるとともに、経済的な理由によらない未納者に対しては、法的措置も視野に入れ対応を図っていく。また、ご提案いただいた学校給食費の前払い制度については、未納防止の有効な手段と考えられるので、第二小学校の調理場の運営開始にあわせ、モデルケースとして導入できないか、他市の事例も参考に検討していく旨、答弁いたしました。

また、給食残さの学校内での利用につきましては、11ページの1行目からに記載のとおり、第二小学校の自校調理場の給食残さの処理については、藤橋・根ヶ布両調理場と同様、堆肥化処理施設へ委託する予定であり、第二小学校の給食残さを畜産農家の家畜の飼料とすることについては、市内に給食残さを必要とする畜産農家がないことから、困難であると考えている旨、答弁

いたしました。

続いて、2回目の質問とそれに対する教育長の答弁につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、一般質問の内容につきましての報告とさせていただきます、続いて、福祉文教委員会での条例審査、陳情審査、所管事務調査および12月補正にかかる予算委員会の内容につきましては、担当課長から報告させていただきます。

【社会教育課長】 12月5日に開催されました福祉文教委員会における質疑についてご報告いたします。

11ページ中段から16ページにかけてでございます。社会教育課関係の議案2件について質疑がございました。

初めに、議案第97号青梅市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例につきましては、6名の委員から質疑がありました。

鴨居委員から、23年度の利用状況について2項目の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

12ページをご覧ください。本多委員から、上成木と北小曾木の二つのふれあいセンターの老朽化、北小曾木を存続させる理由等について3項目の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

下田委員から、避難場所の指定等について2項目の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

13ページをご覧ください。田中委員からは、地域の意見等について2項目の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

ひだ委員からは、地元要望の代替え施設等について2項目の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

山本委員からは、グラウンドとの仕切りや施錠についての質問があり、建築保全担当から記載のとおり答弁いたしました。

採決の結果、議案第97号は、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、13ページ下段をご覧ください。議案第100号 青梅市北小曾木ふれあいセンターの指定管理者の指定についてでございます。ひだ委員から資料請求がございましたが、採決の結果、却下されました。

質疑では、4名の委員から質疑がありました。14ページ上段、下田委員から、公募からの経緯について質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

ひだ委員からは、選定委員会での排斥はあったのか以下8項目の質問があり、次のページ上段に記載のとおり答弁いたしました。

15ページ下段、田中委員からは、指定期間を3年とした理由についての質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

16 ページ上段、野島委員からは、管理経費以下3項目の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

ひだ委員から、管理時間についての質問があり、記載のとおり答弁いたしました。

採決の結果、議案第100号は、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

【指導室長】 それでは続きまして、平成24年12月5日に開催されました福祉文教委員会「陳情審査」 陳情24第9号10・23通達の強化を求める意見書の提出に関する陳情についてご報告をいたします。

17 ページ上段から下段にかけて、鴨居委員を初め2人の委員から2項目の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。なお、本件につきましては不採択すべきとの動議があり、採択すべきとの挙手なく、不採択となりました。

続いて、「陳情審査」 陳情24第10号公立学校の教職員の政治活動の制限の強化を求める意見書及び要望書の提出に関する陳情についてご報告いたします。

17 ページ下段から18 ページにかけて、本多委員から1項目の質問があり、記載のとおり答弁いたしました。なお、本件につきましても不採択すべきとの動議があり、採択すべきとの挙手なく、不採択となりました。

続きまして、「所管事務調査」 児童・生徒の学力向上の取組について報告をいたします。

18 ページ中段から20 ページ中段にわたり、鴨居委員を初め5人の委員から延べ9項目にわたり質問がございました。記載のとおり答弁いたしました。

続いて、「所管事務調査」 いじめの実態とその対応について報告をいたします。

20 ページをお開きください。20 ページ中段から21 ページ上段にわたり、ひだ委員と田中委員から延べ3項目にわたり質問がございました。記載のとおり答弁いたしました。

なお、所管事務調査の2件につきましては、今後とも継続審査と決定されました。

以上でございます。

【施設課長】 それでは、施設課から21 ページ上段に記載の、12月6日に行われました予算委員会の報告をいたします。

小山委員から、市民センター一般経費の補正予算に関連いたしまして、第一中学校の工事で記念樹のイチイの木が伐採されたことに関連した2項目の質問がありました。答弁の内容につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 感想ですけれども、20 ページに研修の件が出ていまして、先ほど申し上げましたように、市の中で、東京都の教師道場なんかで発表会等をやられるときには、ぜひそれぞれの小・中の部会がバックアップして、できればできるだけ多くの先生方が参加できるようなことも、市

として、校長会を通じてさらに働きかけをお願いできればなと思っております。よろしくお願ひします。

【委員】 荒井紀善議員のご質問に対する教育長の答弁の中で、「学校給食費の収納は、安全性や確実性、収納事務の効率化の観点から、口座振替の方法により」というふうになっていますが、たぶん口座振替が100%であれば、口座残高がちゃんとしている限りは引き落とされるわけですが、そうでない、要は口座振替を拒否している保護者が相当数いらっしゃるということになるんですかねということですが。

【給食センター所長】 ご質問の口座振替の制度についてですが、基本的には各学校で、それぞれ学校ごとに口座振替ができるように金融機関を指定しておりますので、そちらの金融機関にすべての保護者の方に給食費振替用の口座をつくってくださいというお願いをして、つくっていただいております。ただ、その口座が、通常、そのご家庭で使われている、例えば公共料金などに使っている口座と違う場合、ついお金を入れておくのを忘れていたというようなケースもかなりあるように聞いております。それと、若干まれに、やはり口座をつくらないということをつくっていない方もいらっしゃるそうです。その場合は、学校が直接、事務室等、あるいは校長、副校長が保護者の方へ連絡をとって、納付というような形で対応させていただいております。やはり口座からの残高不足で引き落としができないというのが、内容的には一番多いと考えております。ですので、いろいろ督促あるいは催告の文書等を差し上げる場合、あるいは直接電話や訪問してお話をする際には、いつごろ引き落としがされますので、それに間に合うように預金の残高にはお気をつけくださいというようなことでお願いはしているところでございます。

【委員】 そうすると、ちょっとこれは手間の問題になりますけれども、引き落とし対象の金融機関を少し拡大するというのも手かなと思いましたので、そのご検討を。実を言うと、ガス料金の収納をどういうふうにという話になるわけで、必ずそう言われるんですね、うちはそんな口座を持っていないからというので、コンビニで払うよとか。じゃあ、そっちとも契約しますよといって、口座振替比率をちょっとふやしているというところがあるんです。

もう一点、福祉文教委員会「所管事務調査」で、秋田市、由利本荘市を視察というふうに書いてあるんですが、教育委員会の方がどなたか同行はされていないのでしょうか。

【指導室長】 教育委員会としては同行はいたしておりません。

【委員】 「両市の資料を教育委員会に提供することとする」と書いてあるんですが、これは何かいただいたのでしょうか。

【指導室長】 こちらにそのときの資料を提供いただいたわけではありません。回覧という形で今手元で見させていただいているということで、それも現状のところは議会事務局が保管用としていただいているものを、今見せていただいているというところでございます。贈与というか、持ってきた資料を完全にこちらにご提供いただいて、こちらで保管ということではございません。

【委員】 6ページのところの不登校について、平成23年が一転して150人を下回ったというのは、徐々に数字的にいい数字を見せていただいたなというふうに思っています。これまで本

市が何年かかけて苦勞してきた結果、こういう傾向が見え始めてきたというのは、このままスムーズにいくとは思いませんけれども、一つのいい足がかりになるかなと思ってしますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員】 給食残さの量と処理の費用というところで、25万キロ、約850万円というのが、私としてはウワツと思ひ大きい金額だと思ひんですが、全体的に見たらどの程度なのかというのが全然わからないんです。この残さの量というのは年々変わっていつているものなんでしょうか。増えていつているとか、逆に減っているということか。もし増えてしまいつているようなら、何か献立とか内容について考へなければいけないことがあると思ひんですが。

【給食センター所長】 給食残さの処理量についてであります、まず給食残さの内容として二つありまして、一つは給食を調理するときに下処理の際に出てくる野菜の皮ですとか、へたですとか、そういうようなもの、それから学校で食べ残したものを、これを合わせて学校給食残さという形で処理をいつているものです。一般的に野菜くずというのは調理前残さといいつているんですけども、調理前残さについては調理の工夫をすることによってなるべく不用部分を減らすというこつで取り組んでいつている部分もございます。それから、食べ残しについては、やはりきちんと児童・生徒に食べていただくというこつで、食べ残しを減らすという取組をいつています。実際には処理を一緒をいつていますので、その内訳、あるいはそれぞれの量というのがはつきり把握できていないんですけども、全体的には減少傾向にはあると思ひていつますが、劇的に減っているかとなると、ちょっとした端数が減っているという程度の減り方です。ただ、やはりいろいろ事情がありますので、ある程度出ることについては仕方がないかなという認識もあつますが、当然減らすべきものであるというふうに考へておつますので、今後も調理の工夫、あるいは献立の工夫によって、調理前残さあるいは食べ残しのいずれもより減らす方向で今後も取り組んでいつたいと思ひておつます。

【委員長】 私から感想なんですけれども、福祉文教委員会は非常に教育活動について関心を持たれる方が委員ですから、運動会とか体育大会とか展覧会とか、そういうときは議員の姿と出会うことがあるんですが、学校の教育活動の中ではほとんど会わないですよ。もちろんこつちも別の機会に行つていつますから。先生方の様子というのを知つていただくには、例えばこれから予定されている小学校の定期発表会、中学校の定期発表会、そのくらはご案内を差し上げてもいいのかなと。先生方が1年間取り組んできた成果ですよ。そうすれば、お互いの刺激になるかなという感じがいつました。そんなこつで、もしできましたら、そういうこつも広く。教育委員会は一つの独立した所帯ですから、逐一全部ご案内を差し上げることはございませんけれども、そういうものを少しかいま見てもらうのもいいかなというふうに感じました。感想です。

よろしいですか。それでは報告として承つたということにさせていただきます。

2 青梅市公共建築物保全整備計画における「課題のある施設」の対応方針について(総務課)

【委員長】 次に、報告事項2、青梅市公共建築物保全整備計画における「課題のある施設」の

対応方針について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、報告事項2、青梅市公共建築物保全整備計画における「課題のある施設」の対応方針についてご説明いたします。

ご配付しております報告資料2をご覧くださいと存じます。

この報告の内容につきましては、昨年12月18日に開催されました青梅市の経営会議におきまして、企画部から報告があったものでございます。その中で、教育委員会関連施設が多く含まれていることから、報告をさせていただくものでございます。

青梅市公共建築物保全整備計画は、平成23年3月に策定され、その計画推進のため、平成23年度から企画部長を委員長とする青梅市公共建築物保全整備計画推進委員会が設置され、青梅市公共建築物保全整備計画において「課題のある施設」と評価された施設について対応が協議されてまいりました。この「課題のある施設」とは、建物の課題、利用性の課題、および経済性の課題から評価されたものであります。その結果、9カ所、計14の施設についての対応方針が決定したため、市の経営会議において企画部からの報告となったものであります。

それでは、教育委員会に関係のある施設についてご説明申し上げます。

2の郷土博物館であります。老朽化が進んでいる施設であります。膨大な費用が伴う耐震補強工事やバリアフリー化対策、計画的保全整備は行わないこととされました。しかし、郷土資料を保有する文化施設としては廃止はできないため、必要最低限の経常的修繕で対応しつつ、立地条件と文化施設全体のあり方を検証し、移転、建替えまたは複合施設化を検討することとされました。

3の美術館であります。美術品を多く収蔵した文化施設であり、今後とも計画的保全整備を進めることとされた一方、収蔵品保管場所の課題の解決と特色のある施設運営について検討することとされました。

裏面の5、成木小学校および第七中学校の校舎および体育館、ならびに小曾木市民センター、成木市民センター、および沢井市民センターの本館・附属体育館であります。学校施設につきましては計画的保全整備を進めるとともに、次期総合長期計画に示されているとおり、児童・生徒数の減少を踏まえた学校規模の適正化を図ることとされ、市民センターにつきましては利用率が低い施設であります。それぞれが地域の拠点施設であり、廃止することはできないとのこととあります。建築後30年余の施設が多いため、計画的保全整備を進めていくこととされました。

なお、施設の耐用年数を迎える約20年後の次期建替え時に、小学校、中学校、市民センター等の地域の複合施設の建設についても検討していくこととされております。

これらの対応方針は、ストックマネジメントの考え方から市長部局から提起されているものでありまして、委員の皆様にご報告させていただくとともに、ご認識をいただきたいと存じます。

今後の教育委員会の対応としましては、ご配付しております次期総合長期計画、これはやや厚みのある冊子でございます。これの60ページから学校教育に関する記述があり、68ページから歴史、文化、芸術に関する記述がございます。特に学校教育におきましては、60ページに記

載がございます「現状と課題」および「基本計画」のそれぞれ最後に、児童・生徒数の動向を踏まえた学校規模の適正化の必要や検討がうたわれており、教育委員会としまして、現在組織されている学校規模適正化検討委員会において今後検討していく課題であると認識しております。

説明は以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 今のご説明の中では、既存の施設について教育委員会の関連があるかないかという視点になるんですが、福祉センターというふうに書いてあるところの下にある「ケミコン跡地や福祉センター・教育センター敷地などに市民ニーズに合った新たな複合施設の建設を検討する」という中には、きっと教育委員会が関係することも発生するでしょうから、ぜひその辺は委員会としてしっかり一緒になって考えていただきたいなど。私、エネルギー関係に従事している者なわけですが、例えば理科の教科書とか、あるいは公民の教科書でも、新しいエネルギーシステムの必要性というか、内容というのはかなり出ているわけで、そういうものを反映させていただくのが、教育的観点からもありがたいんじゃないかなと。教科書には書いてあるけれども、この建物にはやりませんというのだと、何となく説得力がないということもありますから、そういうことも含めてぜひ教育的観点からもご検討いただけたらと思います。

【委員】 青梅というのは、歴史もあって、いろいろな伝統文化もあって、残すべき資産、財産としてたくさんあるかと思います。私、博物館に行くのが好きで、わりと軒数は回っていると思うんですが、青梅は正直、楽しめるという感じではあまりなくて残念だなということもあったので、ぜひ複合施設として出てくるときには、歴史のものをしっかり残して、新しく住んでいる人たちも、こんな歴史があったんだと実感できるようなすばらしいものにしていただきたいなと思います。

【委員】 今、こういういわゆる建物の中だけでの企画ではないというのは、世界中というか、日本だけではないんじゃないかというふうに思うんですけれども、とりあえず空間の中での展示とか、イベントとか、公開という考え方でない考え方もこれからアイデアとして持っていかないと、建物を新しくしていくだけでは解決しない問題がたくさん含まれているんじゃないかなということをおもいます。特に郷土博物館については、今、日本全国でこの問題が非常に話題になっているということを記事で読んだ記憶がございます。眠った、要するに秘蔵品がある場所ということとはわかっているんですけれども、それがうまく公開されていない、使われていないとか、保存状態自体に問題があって、それを残していくのは大変困難になっていると。恐らくそれは美術品の方にも回ってくるかと思うんですけれども、そういうこともありますので、建物も施設としてもよりよくなるのは確かに大事なことだと思いますけれども、どうやってそれを市の有効な財産として広く活用していくかという視点もあわせて検討していかないと、なかなかいいものにはなっていないかなということをおもいます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 平成24年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項3、平成24年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、報告資料3をご覧ください。3枚綴りのものになっております。東京都で実施した学力調査の結果でございます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。1枚目が概要と調査の全体結果、2枚目表が小学校、裏が中学校の「学習指導要領に関する内容」と「読み解く力に関する内容」の結果、3枚目表が小学校、裏が中学校の合計正答数の人数分布になっております。

それでは1枚目にお戻りください。

調査日時は平成24年7月5日、調査対象学年は小学校5年生と中学校2年生で、「学習指導要領に関する内容」「読み解く力に関する内容」についての調査を実施しました。調査を受けた児童・生徒数および調査の概要につきましては、ここに書かれているとおりでございます。

1枚目下段には、調査内容全体の平均正答率の表を示しております。表の上段が東京都、下段が青梅市になっております。東京都との差が大きい教科は、小学校では算数で7.1ポイント、中学校では数学で6.8ポイントとなっております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が小学校の「学習指導要領に関する内容」と「読み解く力に関する内容」の結果の概要です。上の表の「学習指導要領に関する内容」では、教科ごとに右端の平均で見ますと、東京都との差が大きいのは算数で、6.9ポイントとなっております。次に、教科別・観点ごとに見ますと、東京都との差が大きかったのは算数の「技能」、表の中央あたりになりますが、8.9ポイントでした。差が小さかったのは4教科とも表の左端にあります「関心・意欲・態度」で、特に算数は東京都を4.2ポイント上回っております。下の表の「読み解く力に関する内容」では、教科別・観点ごとに見ますと、東京都との差が大きかったのは算数の「解決する力」で、11.3ポイントでした。差が小さかったのは社会の「解決する力」で、1.4ポイントでした。

続いて中学校は2枚目の裏をご覧ください。上の表の「学習指導要領に関する内容」では、教科ごと右端の平均で見ますと、東京都との差が大きいのは英語で、6.6ポイントとなっております。次に、教科別・観点ごとに見ますと、東京都との差が大きかったのは英語の「関心・意欲・態度」で、9.2ポイントでした。差が小さかったのは社会・数学・理科の3教科で、「関心・意欲・態度」でした。下の表の「読み解く力に関する内容」では、教科別・観点ごとに見ますと、東京都との差が大きかったのは数学の「情報を正確に取り出す力」で、9.2ポイントでした。差が小さかったのは国語・社会の「解決する力」で、2.1ポイントでした。

1枚おめくりいただき、3枚目をご覧ください。合計正答数の人数分布のグラフになります。グラフは縦軸が人数の割合、横軸が正答数となっております。教科ごとに設問数が違いますので、横軸の数値が異なっております。また、折れ線グラフが東京都、棒グラフが青梅市をあらわして

おります。

まず小学校ですが、グラフの形はおおむね東京都と似ており、全体に左に寄っている状況です。算数の右半分の東京都との差である空白部分が目立ちます。その分が左半分で東京都を上回っているという状況で、やはりここが大きな課題であると考えます。

次に、裏の中学校をご覧ください。数学と英語の空白部分が目立ちます。「学習指導要領に関する内容」と「読み解く力に関する内容」の平均正答率でも東京都との差が大きい2教科である、数学と英語が課題であると考えます。小学校、中学校とも多くの教科で、「関心・意欲・態度」については東京都との差が小さい状況ですので、課題克服への足がかりとして生かしてまいりたいと考えております。

各学校では、この結果と自校の結果をもとに分析を行い、授業改善推進プランに生かしていきます。また、指導室では、指導主事により教科ごとに分析を行い、今後の学力向上推進委員会や学校訪問等で指導・助言を行う際の資料として活用してまいります。

なお、問題内容や詳細な分析、意識調査の結果等は、東京都の報告書に記載されております。報告書は、東京都教育委員会ホームページに24年11月22日付で掲載されております。

また、25年度の調査は、7月4日に今年度と同様小学校5年生と中学校2年生を対象に、都内全校で自校採点により実施予定となっております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

ちょっとその前に、大変にわかりやすくよくまとまっていてありがたいなと思うんですけども、配付範囲はどの範囲までなのでしょう。

【教育指導担当主幹】 これは、ホームページにも掲載する予定でおります。

【委員長】 わかりました。

【委員】 感想ですけれども、やはりポイント差が2桁に近いところはかなり課題があるということは一目瞭然だと思うので、そこをどうしていくかということがまず大きな課題となると思っております。

たしか、ちょっと記憶はあいまいですけれども、全国の調査で上位や、下位の都道府県があるわけですが、5番目ぐらいから40番目ぐらいまではそんなに差がないという記事を読んだことがあるんです。断トツ上の方がすごく、かなりおけているところが幾つかあって、その中に団子状態で順番を変えながら、真ん中の30ぐらいの都道府県が動いているという記事をちらっと読んだことがあるんです。そう考えていくと、数ポイントの差というのは変動があるんじゃないかなとは思いますが、2桁近いポイントの差というのは何とかしないといかんというのは、数字を見ただけでパッと思いますので、その方法はまず一つ必要かなと。特に先ほど説明があったように、算数・数学のところで、いろいろところでかなり顕著に説明もされていますし、主幹の説明もありましたので、その辺はひとつわかりやすい視点かなというふうに思いま

した。

それから、折れ線グラフと棒グラフの差も非常にわかりやすいですね。棒グラフの左の方は、いわゆるおくれがちの生徒をどうやっていくか、右の方の空白部分は、せっかく力がある子の力をもっと伸ばすにはどうしたらいいかと、その二つの視点で左の棒グラフの数値を右の方に少しずつ寄せていけるような、そういうところを各学校ごとで、またこれを参考に具体策を設けていただくということに尽きるかなという感想を持ちました。

【委員】 これも主幹がおっしゃられたとおりで、「関心・意欲・態度」というのはとてもいいわけですね。ですから、おそらく先生が、楽しめる授業をやられているんだろうなど。みんな関心が高いということは、本当にあとはちょっとトレーニングすればいい。関心があるんだから、それなりにトレーニングもやってくれるんじゃないのかなと、そんな気もしますし、これだけ関心があれば、やっぱり結果が出るとさらにうれしいんじゃないかなという気もしますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

ただ、中学校の英語の関心がちょっと下がっているのが心配でして、小学校のときまでは余裕があったんだけど、中学で初めてやるものに対してちょっと学習意欲が低下しているというのが若干心配です。やはり小学校のときに関心を持ってやれば結果もついてくるということがわかれば、それなりにまた中学になって新しいこともやっていけるのかなという気もしますので、ぜひよろしくお願ひします。

【委員】 私もちょうど子どもが5年生ですので、このテストを受けて、結果を持って帰ってきておりますので、言いづらいところはあるんですが、先生方おっしゃったように、「関心・意欲・態度」が高く「技能」が追いつかないというのは、ほかのところでも出てきていますが、やはり訓練・繰り返しというのは家庭学習に返ってきてしまうところだと思います。家庭学習を定着させるのには、やはり子どもだけでなく家庭の協力というところに行き着いてしまうかと思ひまして、私としてはちょっと反省をしながら見させていただいた資料です。

感想的なところなんですけど、これは5年生の試験なので、勉強内容は4年生でやったことということでテストがされて、せっかくこういった4年生の範囲のテストをやって、終わって、結果の何点みたいなものは返ってくるんですが、どういった問題をやったのか、自分の子がどこが間違っていたのかということとはちょっとわかりづらいんですね。一覧表がくるんですが、私はたまたま教育委員をさせていただいているので、都のホームページを見て、どういう問題が出て、番号を対応させて自分の子は何ができなかったというのを見ていたんですが、ほかの親御さんから、あれってやりっ放しみたいな意見が出まして、その方には東京都の教育委員会のホームページを見れるよということはお伝えしたんですけども、せっかくこれだけのデータを出すテストをやるので、前の学年のこととはいえ、そういったアフターフォローみたいなものを見させていただけると、次につながるかなと思いました。

【教育指導担当主幹】 ご意見、いろいろありがとうございました。対応につきましては、これまでも何回かお答えをしていますので、繰り返しになりますので避けますけれども、最後のフォ

ローについては、今後もやはりその辺、こちらも把握しづらいところもありましたので、参考にさせていただいて、学校への指導・助言に生かしていきたいと思います。ありがとうございました。

【委員長】 私から質問ではなくて意見として。

〇〇委員もおっしゃったように、「関心・意欲・態度」があれだけ見えていて、力をつけさせることができていないというのは、たぶん教師の指導力といたしまししょうか、そういうものを高める必要があるというのは、学校訪問等をしたときにも申し上げてはいますが、今、科学センターというのをやっていますよね。ああいう活動はたぶん、教師の指導力を伸ばすものになっていると思うんです。校内研修だけではとても、校内の情報等だけでは伸ばし切れない面があると思います。そういう意味で、算数と数学教室的なものもつくってもいいのかなど。そういうところで、算数の指導力を高める、数学の指導力を高める。そういう教室を開くと、そういうものを伸ばすというか、伸びたい子だけ集まるとよく言われます。エリート教育につながるなんて足を引っ張る人たちもいるわけですけど、実は、教師の力をつける場になっていくと思うんです。そういう意味で、今後そういったこともちょっと検討していただけたらありがたいなというふうに思います。

【委員】 私が今勤めている千葉の方のある市では、学校ごとに研究の教科が決まっているんです。ある学校で同じ教科を30年ということもあります。結局、そこにみんなが研修に来るんですよ。発表会をやると、校長先生方も全員来ますし、関係する教科の先生方もたくさん集まって、それを市内で輪番で、3年に1回ずつぐらい発表していくという形。ですから、このことだったら、あの学校に聞けば指導方法がわかるというふうな、専門的に特化してやっているところも実はあります。青梅市は研究校を指定してやっていますけれども、何かいわゆるメリハリといたしますか、ポイントをもう少し絞ったところで、校長先生の得意技をもっと出していただくようなことが、特に小学校についてはできるのではないかなという気がしています。中学校の場合はなかなかそうはいかないですけど、中学校はやっぱ教科部会に少し、企画立案から市として教員の指導力を高めてもらえるような研究をしていただくということで、教科部会を通じて働きかけていくと。その辺も少し教育委員会としてはイニシアチブをとらないと、ちょっと難しい状況にきているかなと思っています。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 第8回青梅市小・中学生の主張大会の実施結果について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項4、第8回青梅市小・中学生の主張大会の実施結果について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、報告資料4にもとづきましてご説明させていただきます。

まず、入賞者につきましては、1枚目にあるとおりでございます。青梅市長賞、青梅市教育委

員会賞、審査委員特別賞となっております。

1枚目裏面をご覧ください。大会参加者につきましては、表のとおりでございます。第7回に比べまして49名減少しております。保護者、学校関係者の減少が主な要因となっております。

また、主張大会への全応募者数は一番下段にお示ししたとおりで、昨年度と比較して452名増加しております。

2枚目をご覧ください。当日実施しましたアンケートの集計をお示しいたしました。約9割の方に、取組の内容、小・中学生の主張ともに、「大変よい」または「よい」という評価をいただいております。主な感想としましては、素直な気持ちが立派に発表されていた、自分の頭で考え自分の言葉で伝えようという思いが主張の中に込められていた、三中の吹奏楽はすばらしく部員一人一人の意識が高い、などがありました。課題としていただいたご意見は、PRの必要性がある、大勢の方に見てもらおうよう計画すべき、というものがございました。このような感想や事務局内部での課題として取り上げたものが、先ほどの1枚目裏の表の下の部分にございます●の部分となっております。一次審査の工夫、二次審査方法の改善、ミニコンサートの実施校、参加者の拡大、主張する作文内容の充実、となっております。これらの課題、特に参加者の拡大を次回には克服して実施できるようにしてまいりたいと考えております。

以上、ご報告とさせていただきます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 ご意見の中にもあるように、私が座っている近くの保護者の方も、もう少したくさん来るといいねということを言っている方が何人かいらっしゃいました。特に前の方の関係者が抜けちゃうと、後ろだけになってしまって、とても寂しい感じになりますので、それは必要だと思うんですけど、この人集めというか、参加者の増大というのはなかなか難しい事業であるとは、改めて思います。どういう方法があるのか、またさらに検討しなければいけないかなということを感じました。

あと、表彰のときにお囃子の音楽を流してもいいと思うというのは、私もあの瞬間ちょっと思ったんですね。表彰式なんだけど、何か流れていてもいいんじゃないかなということも思うので、少しずつでもいいですから、改善できればというふうに思っています。

【委員】 確かに参加者の拡大というところで、各学校から例えばPTAの方にどんなふうに、この紹介とか、言い方は悪いですけども動員がかかっているのかなというのがわからないので。まずは、多少無理やりにでも来てもらえばよさがわかって、次の年からは自然に足が向くようになるかもしれないということもありますので、最初は何かある手だてを打ってもいいのかなという気がいたしました。

それから、審査の基準がわからないというご意見があつて、確かに我々もあそこで聞いていると、こっちの方がよかったんじゃないのかななんていうふうに、ちょっと思ったりすることもあるけど、多少解説があると、見ている方としてもそれなりに楽しい——という怒られちゃうんで

すが——かなという気もいたしました。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 青梅市学校給食配せん員勤務要綱の一部改正について(給食センター)

【委員長】 次に、報告事項5、青梅市学校給食配せん員勤務要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、青梅市学校給食配せん員勤務要綱の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。

報告資料5をご覧ください。

まず改正の理由であります。学校給食配せん員の賃金は青梅市職員に準拠することから、平成24年第4回青梅市議会（定例会）において、青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正が議決されましたので、この条例の一部改正に伴い、本要綱についてもその一部を改正するものであります。

なお、青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正が、平成24年12月14日開催の市議会本会議において可決され、平成25年1月1日施行となっております。配せん員の賃金改定につきましても、同様に1月1日から実施する必要がありましたので、本要綱の一部改正を教育委員会の協議事項としてご審議いただくとまがなく、教育長の臨時代理にもとづき改正させていただき、本日ご報告させていただくものとしたものでございます。何とぞご理解をお願いしたいと存じます。

次に改正の内容ですが、次のページの別表第1をご覧ください。右の列に記載の現行の賃金月額を、左の列に記載のとおり改定するものです。実質的に影響がありますのは、一番下の24号給および25号給、こちらがそれぞれ160円、210円引き下げられるものでありまして、他の号給につきましても変更は特にございませぬ。この改定が、青梅市一般職の職員の給与に関する条例の行政職給料表（二）1級、この給料表は一般作業、一般用務、あるいは給食作業等に従事する職員に適用する給料表でございますが、この行政職給料表（二）1級の改定に準拠したことにより、改定による影響が一部になったものであります。

なお、現在在職しております配せん員には、この24号給、25号給に該当する者はおりませんので、賃金改定の直接の影響を受ける配せん員はおりません。

最初のページにお戻りいただきまして、この要綱の実施期日につきましては、平成25年1月1日から実施するものであります。

説明は以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

6 青梅市立第二小学校自校調理場厨房機器設置について(給食センター)

【委員長】 次に、報告事項6、青梅市立第二小学校自校調理場厨房機器設置について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、青梅市立第二小学校自校調理場厨房機器設置につきましてご説明をさせていただきます。

この機器類は、第二小学校の給食調理室で使用いたします調理機器や食器保管庫、作業台等の厨房機器につきまして、本年度中に設置を完了しようとするものでございます。

それでは、報告資料6をご覧ください。

初めに、厨房機器の設置場所は青梅市立第二小学校にできました給食調理室でございます。

次に、この厨房機器は、平成25年4月1日から5年間のリースであります。この機器の賃貸借経費につきましては、すでに債務負担行為により予算化しております。

次に、今回設置する厨房機器につきましては、次のページ、A3の折り込みの図をご覧くださいと存じます。この資料で、左側に備品の一覧表、右側に配置図が記載されております。

まず左側上段、一覧表-1ですが、右側の配置図にオレンジ色で表示されます。主に調理作業に使用する機器であります。これらは一連の給食調理を一体的にドライシステムで行う必要があることから、学校給食調理場の厨房機器の納入実績があり、高い評価を受けております日本調理器株式会社というメーカーのものを設置することにしております。

次に、下の段、一覧表-2につきましては、右側の配置図に水色で表示してあります収納棚、あるいは移動式の台車等であります。これらの備品につきましては、特にシステムとの連携が必要ないことから、こちらからメーカーを指定せず、契約担当課にこれらの機器について選定を依頼いたしました。選定の結果、先ほどご説明した一覧表-1の調理機器同様、日本調理器株式会社が選定されております。

前のページに戻りまして、この結果、納入業者は一覧表-1、2ともにすべて日本調理器株式会社というメーカーになったものでございます。

なお、この日本調理器株式会社は、根ヶ布調理場および藤橋調理場開設の際にも一括して調理器を納入しており、青梅市の給食業務を熟知した業者でございます。

第二小学校の自校調理場は、昭和46年に根ヶ布調理場を開設して以来となりますが、単独校方式の調理場でございます。その開始に当たりまして、支障なく給食調理を確実に開始するために、これら調理機器が確実にきちっと動作する必要があり、信頼のおける業者が選定されたものと考えており、予定どおり開始ができるものと考えております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

こんなにたくさんのもので使われるということに、改めてびっくりしました。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

7 青梅市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の議決について(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項7、青梅市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の議決について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、報告資料7、青梅市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の議決についてご説明いたします。

上成木ふれあいセンターが老朽化し、利用者も少ないことから、平成25年3月31日をもって廃止したく、平成24年第7回青梅市教育委員会定例会におきましてご協議いただき、ご承認賜りました。その後、第4回市議会(定例会)において、先ほどご説明申し上げました常任委員会の審議を経て、青梅市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例が議決され、平成24年度をもって上成木ふれあいセンターを廃止することとなりました。市長あてに送付された議決条例の写しを報告資料7としてご配付いたしました。

裏面上段に記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、ご報告申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

8 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会議会議録(社会教育課)

イ 青梅市図書館運営協議会会議録(中央図書館管理課)

(2) 事業等の実施結果について

ア 旧稲葉家土蔵復原工事見学会実施結果について(文化課)

イ 第三回わがまち青梅講座実施結果について(文化課)

ウ 企画展「新町村開村記」関連講座実施結果について(文化課)

エ 文化財解説ボランティア募集結果と研修状況について(文化課)

【委員長】 次に、報告事項8、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

報告事項は以上で終了いたします。

【その他】

【委員長】 その他何かありますか。

【指導室長】 その他の報告事項といたしまして、2件報告をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、学校給食における食物アレルギーによる事故防止についてでございます。2点

目は、昨年12月21日に発生いたしました河辺駅南口エスカレーター事故についてであります。これから資料をお配りいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料をご覧ください。

初めに、調布市で発生いたしました学校給食における食物アレルギーによる死亡事故を受けまして、本市でも学校給食における食物アレルギーによる事故防止についての通知を作成し、平成25年1月8日付けで全校に配付をいたしました。1枚目がその通知でございます。

内容といたしましては、食物アレルギーのある児童・生徒に対して十分な配慮を行うために、事故防止に向けた取組を周知徹底するものであります。

留意点といたしましては、5点記載させていただいております。

1点目、食物アレルギーのある児童・生徒に関する情報の共有化。これは校内での全職員の共有化ということでございます。また、その対処方法についての共有化を図るということにつきまして記載をさせていただきました。

2点目、給食センターとの連携。今回の事故につきましては、除去食という形のものでございますが、本市ではこの除去食は該当いたしません。食物アレルギーにつきましてはやはり食をあげる給食センターと学校が何らかの形で、そういう児童・生徒については共有化を図る必要があるということでございます。

3点目、何よりも保護者との連携でございます。お弁当とかで給食にかわってお昼を食べていると思うんですけども、その際の保護者との連携を各学校で図っていただきたいということ。

4点目、校内管理体制の確認と見直し。

裏面でございます5点目、校内における研修の実施ということで、このアナフィラキシーに限らず食物アレルギーのあるお子さんが学校に所属している場合は、その対処方法について、養護教諭等を含めて全先生が校内での研修をして不測の事態に備えるということについて、各学校に通知をさせていただいたところでございます。

なお、この事故につきましては大変痛ましい事故でございます。来週、校長会がございまして、そちらでも話題にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

2枚目につきましては、東京都教育庁地域教育支援部長から配付された通知であります。こちらの通知をもとに、いまご説明させていただきました本市の通知を作成させていただきました。

3枚目以降でございますが、昨日、1月9日の都市教育長会におきまして、調布市教育委員会から今回の事故につきましての経過報告ということで、情報提供としてご配付していただいた資料でございます。今回の事故の概要等につきまして、かなり詳細に記されておりますので、後ろに添付をさせていただいた次第でございます。

1点目の説明は以上でございます。

続きまして2点目、河辺駅南口エスカレーター事故についてでございますが、この件につきましては資料はございませんので、口頭で説明をさせていただきます。

発生が昨年12月21日ということで、夜になってしまったんですけども、急遽教育委員の

皆様には電話等でご連絡をさせていただきました。大変ご心配をいただきまして、ありがとうございます。そのときにご説明をさせていただいたことと若干ダブりますけれども、ご説明させていただきます。

事故発生につきましては、平成24年12月21日（金）16時10分ごろでございます。場所は河辺駅南口下りエスカレーターの降り場付近であります。

事故の概要といたしましては、部活動後の下校途中であった霞台中学校1年生の6人が、エスカレーターで下降中、3人目から転倒いたしまして、順次3人目、4人目、5人目と、最高尾にいた6人目の子が後ろ向きに転倒いたしまして、そのままの状態のエスカレーターに髪の毛を巻き込まれたということでございます。

けがの状況でございますが、頭頂部に割創を負いまして、事故発生後、市立総合病院に救急搬送されまして、間もなく緊急手術を行いました。手術につきましては大変順調に行われまして、頭部の中の方の挫傷、骨折、出血等は全くございませんで、表面だけのものだったので、非常に順調に手術が行われまして、同日20時ごろ終了いたしました。その後、治療のため、しばらく入院をいたしましたけれども、昨年28日、縫合した際の抜糸を行うと同時に退院をいたしました。その後、自宅での経過も良好でございまして、学校からの報告によりますと、年が明けまして1月4日に再度病院で治療してもらった結果、もう通院の必要はないということで、1月7日、保護者に伴われまして本人が学校に出向きまして、7日はまだ学校が始まっておりませんが、既に部活動が始まっておりますので、元気に部活動の方にも参加をしているというところまで回復をしている模様でございます。

おかげさまをもちまして、大きな事故には至りませんでしたけれども、エスカレーターというのは、つい先日もほかの地区で子どもたちが倒れたというようなことがありました。またその前にも、大人でも大きな事故につながっているということがございますので、私どもといたしましては、25日、もう授業が終わる日ではあったんですけれども、緊急に登下校の安全確保ということで通知を各学校に発出いたしました。今回の場合、エスカレーターというものの乗車ということにつきましても、再度それを利用しているところはもちろんのこと、校外に出たときもエスカレーターを使用するということは考えられますので、この利用の仕方、安全な乗車ということも含めまして、今後、校長会で再度安全の徹底等につきまして各学校を指導してまいりたいというふうに思っております。

いろいろご心配をおかけいたしましたけれども、ほかの子も交えまして元気に部活動の方に参加しております。

以上でございます。

【委員長】 2件の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 青梅市では小・中学校の給食で、特にアレルギーのための除去食はやっていないということで、実際そうなのは私もわかっているんですが、それぞれのお子さんに食物アレルギーが

あるということは、例えば学年の初めに調査票を書いていますので、先生には伝わっているかと思うんですが、そういう情報をどこかで管理しているというのは、現状としては特にないということでしょうか。

【総務課長】 アレルギー疾患用の学校生活管理指導表というのがございます。それで今、平成24年度現在、小学生が34人、中学生が22人、特に養護教諭を中心として生活面、食事、環境面で注意を払っている状態がございます。

【委員】 私も子どもが保育園時代はアレルギーを持っていたので、これの管理というのがものすごく手がかかって大変だということはよくわかっていまして、たぶんアレルギーを持っているお子さんというのは、これから間違いなくふえていく方向にいくかと思います。その辺の管理は、ただ学校だけじゃなく、保護者の方も本当に密に連絡をとってやっていかないといけない大変なことかと思いますが、よろしくお願いします。

【委員】 今のお話を聞いていて、よくわからなかったんですが、除去食をつくっていないということは、給食を食べないということなんですか。お弁当かなんか持ってくるということですか。

【給食センター所長】 アレルギーに関しましては、給食センターもいろいろと情報収集をしています。それで、年度当初に保護者の方に学校給食の案内を差し上げるんですけども、その中にアレルギーへの対応ということで、基本的にはアレルギーの程度によっては給食を食べられるケースが相当多いので、ぜひ一度給食センターにそういうことで相談をしてください、申し出てくださいということでお知らせをしております。その結果、相談したいということでお話がありますと、給食センターの、具体的には栄養士、学校長、あるいは副校長、それから養護教諭、担任、あと給食担当の先生がいますので、そういう方を交えて保護者といろいろ聞き取りの話し合いをさせていただきます。その結果を、給食センターでは食物アレルギー問診表という形で記録をとらせていただいて、これをすべて児童・生徒個人単位で管理しております。その結果、例えばこれとこれがアレルギーを発症するというものについては、要するにそれを除けば食べられるということで、そこで除去食という対応になればいいんですけども、給食センターは共同調理場ですのでその辺が難しいので、詳細献立表というものをつくりまして、その中にその日ごとに食材を明記して、この料理の中にはこういうアレルゲン物質がありますからということで、事前にお渡しをします。保護者がそれを見て、その日に当たった献立について、お子さんと担任の先生に、その日はそれは食べないとか、あるいはその部分を取り除くということで対応していただいております。

先ほどお話があったように、成長に従ってアレルギー症状が変わってきますので、大体、最初に問診があった場合には、それ以降毎年、年度当初に確認をとって、あるいはお医者さんにかかっているケースが多いので、先生の所見ですとか、そういうものを確認しながら、少しずつ食べていただくような形を、給食センターとしては考えています。少しでも解消したいと思いますから。ただ、当然無理はできませんので、その辺は慎重に対応しながらさせていただきます。

幸いなことに、青梅市の場合は給食を原因としたアレルギー事故というのは過去にも発生したことがないので、今後も注意深く、こういう形で対応させていただきたいと思っております。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 青梅市ふれあいセンター条例施行規則の一部改正について(社会教育課)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。青梅市ふれあいセンター条例施行規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 協議資料1にもとづきまして、青梅市ふれあいセンター条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。

初めに、改正の理由でございますが、先ほどご報告申し上げた青梅市ふれあいセンター条例の一部改正により、青梅市上成木ふれあいセンターが廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

次に、改正の内容でございますが、青梅市上成木ふれあいセンター使用承認申請書(様式第1号)から、ふれあいセンターの名称の分類に関する規定を削るものであります。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。右の現行の欄中、カッコ書きのふれあいセンター名(上成木・北小曾木・永山)を削りまして、市民センターの申請書の書式にもあわせまして、左の改正後でございますように、名称の分類に関する部分を改めようとするものでございます。

なお、施行期日につきまして、前のページにお戻りいただきまして、平成25年4月1日とするものでございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市ふれあいセンター条例施行規則の一部改正について、は承認されました。

【議案の追加】【議案審議順序の変更】

【委員長】 次に、先ほど、協議事項1、が承認されたことに伴い、議案が1件追加されることとあります。

つきましては、本日の日程に、議案第22号青梅市ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則について、を追加し、議案としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に、議案第22号を追加し、議題といたします。

なお、議案第20号および議案第21号につきましては、議事の都合上、追加議案の審議後に行います。

日程第5 議案審議

議案第22号 青梅市ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

【委員長】 それでは、ただいま議題となりました議案第22号 青梅市ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、ただいまお配りいたしました提出議案(2)、1枚おめくりいただきまして、議案第22号 青梅市ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案は、ただいま協議資料1にもとづきまして、青梅市ふれあいセンター条例施行規則の一部改正につきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認を賜わったところでございます。内容につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定を賜わりますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第22号 青梅市ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第20号 校長任命の内申について

議案第21号 副校長任命の内申について

【委員長】 次に、議案第20号校長任命の内申についておよび議案第21号副校長任命の内申について、を議題といたします。

ただいま議題となりました議案2件は、教育管理職の人事案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

【会議の非公開】

日程第5 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 ここから、会議を公開といたします。以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

ないようですので、それでは今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程について説明させていただきます。

1月13日（日）消防団出初式が行われます。午前10時から、会場は永山グラウンドでございます。なお、悪天候の場合は明星大学体育館ということでございますが、朝6時半までに決定するそうですので、万が一悪天候の連絡があった場合は、午前8時ごろに各委員さんにご連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、翌日の1月14日（月）平成25年度青梅市成人式が行われます。時間は午前10時15分から、会場は青梅市総合体育館でございます。

次に、1月17日（木）学校訪問を予定しております。当日は午前8時40分に教育委員会にご集合いただきたいと思います。訪問校は、午前が河辺小学校、午後が霞台中学校でございます。

次に、2月7日（木）教育委員会定例会を予定しております。時間は午後1時30分から、会場はこの場所を予定しております。

今後の日程につきましては以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員